福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

福祉の里センター条例(平成4年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (第2条、第6条関係)					別表第1 (第2条、第6条関係)				
施設名 多目的ホール 会議室 研修室 大広間 宿泊室					施設名 多目的ホール 会議室 研修室 大広間 工芸室 宿泊室				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	単位	会議室等の利用料	附属の設備の利用料		区分	単位	会議室等の利用料	附属の設備の利用料	
		金の上限額	金の上限額		区 万		金の上限額	金の上限額	
[略]				[略]			[略]		
大広間 3	[略]				大広間3	[略]			
					工芸室	1時間までごとに	310		
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。